

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年9月15日提出
【計算期間】	第3期中(自 2021年12月16日至 2022年6月15日)
【ファンド名】	農林中金＜パートナーズ＞おおぶねＪＡＰＡＮ（日本選抜）
【発行者名】	農林中金バリューストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 湯田 博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目２番３号 日比谷国際ビル１４階
【事務連絡者氏名】	長原 正樹
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目２番３号 日比谷国際ビル１４階
【電話番号】	03-3580-2050
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

【農林中金＜パートナーズ＞おおぶねＪＡＰＡＮ（日本選抜）】

以下の運用状況は2022年 6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	2,356,015,250	97.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	71,532,010	2.95
合計(純資産総額)		2,427,547,260	100.00

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2020年12月15日)	1,289	1,292	1.1364	1.1391
第2計算期間末 (2021年12月15日)	2,148	2,152	1.2166	1.2189
2021年 6月末日	1,731	—	1.1843	—
7月末日	1,731	—	1.1564	—
8月末日	1,909	—	1.2211	—
9月末日	2,016	—	1.2599	—
10月末日	2,084	—	1.2461	—
11月末日	2,055	—	1.1923	—
12月末日	2,172	—	1.2120	—
2022年 1月末日	2,053	—	1.1135	—
2月末日	2,114	—	1.1110	—
3月末日	2,237	—	1.1428	—
4月末日	2,248	—	1.0995	—
5月末日	2,379	—	1.1126	—
6月末日	2,427	—	1.1023	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2019年12月20日～2020年12月15日	0.0027
第2期	2020年12月16日～2021年12月15日	0.0023

当中間期	2021年12月16日～2022年 6月15日	—
------	-------------------------	---

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2019年12月20日～2020年12月15日	13.91
第2期	2020年12月16日～2021年12月15日	7.26
当中間期	2021年12月16日～2022年 6月15日	12.12

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2【設定及び解約の実績】

【農林中金＜パートナーズ＞おおぶねＪＡＰＡＮ（日本選抜）】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2019年12月20日～2020年12月15日	1,155,531,973	20,581,719
第2期	2020年12月16日～2021年12月15日	782,127,652	151,311,427
当中間期	2021年12月16日～2022年 6月15日	451,896,123	56,954,453

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2021年12月16日から2022年 6月15日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

【農林中金＜パートナーズ＞おおぶねＪＡＰＡＮ（日本選抜）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 2021年12月15日現在	当中間計算期間末 2022年 6月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	96,499,382	72,388,722
株式	2,083,851,080	2,238,336,600
未収入金	4,483,064	-
未収配当金	103,600	13,060,930
流動資産合計	2,184,937,126	2,323,786,252
資産合計	2,184,937,126	2,323,786,252
負債の部		
流動負債		
未払金	12,986,274	-
未払収益分配金	4,061,262	-
未払解約金	2,607,781	3,216,964
未払受託者報酬	550,822	349,291
未払委託者報酬	14,644,218	9,286,278
未払利息	206	208
その他未払費用	1,840,000	865,804
流動負債合計	36,690,563	13,718,545
負債合計	36,690,563	13,718,545
純資産の部		
元本等		
元本	1,765,766,479	2,160,708,149
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（　）	382,480,084	149,359,558
（分配準備積立金）	223,249,668	216,772,602
元本等合計	2,148,246,563	2,310,067,707
純資産合計	2,148,246,563	2,310,067,707
負債純資産合計	2,184,937,126	2,323,786,252

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 自 2020年12月16日 至 2021年 6月15日	当中間計算期間 自 2021年12月16日 至 2022年 6月15日
営業収益		
受取配当金	11,677,399	22,005,980
有価証券売買等損益	71,516,516	292,207,193
その他収益	78	63
営業収益合計	83,193,993	270,201,150
営業費用		
支払利息	35,941	28,671
受託者報酬	240,934	349,291
委託者報酬	6,405,570	9,286,278
その他費用	792,959	868,742
営業費用合計	7,475,404	10,532,982
営業利益又は営業損失（ ）	75,718,589	280,734,132
経常利益又は経常損失（ ）	75,718,589	280,734,132
中間純利益又は中間純損失（ ）	75,718,589	280,734,132
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,902,787	4,427,778
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	154,763,994	382,480,084
剰余金増加額又は欠損金減少額	62,532,071	55,084,727
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	62,532,071	55,084,727
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,958,750	11,898,899
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,958,750	11,898,899
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	285,153,117	149,359,558

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における中間計算期間末日の最終相場で評価しております。 (2)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間 当ファンドの中間計算期間は、2021年12月16日から2022年 6月15日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

	第2期 2021年12月15日現在	当中間計算期間末 2022年 6月15日現在
中間計算期間の末日における受益権の総数	1,765,766,479口	2,160,708,149口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

前中間計算期間 自 2020年12月16日 至 2021年 6月15日	当中間計算期間 自 2021年12月16日 至 2022年 6月15日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第2期 2021年12月15日現在	当中間計算期間末 2022年 6月15日現在
中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は原則としてすべて計算期間末日の時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表計上額は原則としてすべて中間計算期間末日の時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

第2期 2021年12月15日現在	当中間計算期間末 2022年 6月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2166円 (12,166円)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0691円 (10,691円)

（その他の注記）
元本の移動

第2期 自 2020年12月16日 至 2021年12月15日	当中間計算期間末 自 2021年12月16日 至 2022年 6月15日
期首元本額 1,134,950,254円	期首元本額 1,765,766,479円
期中追加設定元本額 782,127,652円	期中追加設定元本額 451,896,123円
期中一部解約元本額 151,311,427円	期中一部解約元本額 56,954,453円

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

（2022年6月末現在）

資本金の額	： 444百万円
発行する株式の総数	： 64,000株
発行済株式総数	： 17,297株
最近５年間ににおける主な資本金の額の増減	： 該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年6月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	9	68,214
合計	9	68,214

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しております。

（３）【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)				
	第7期		第8期	
	(2021年3月31日)		(2022年3月31日)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	3,055,122	2	2,173,426
前払費用		17,243		32,915
未収委託者報酬	2	238,358	2	225,943
未収運用受託報酬	2	558,280	2	758,021
未収投資助言報酬	2	648,273	2	613,971
その他		3		-
流動資産合計		4,517,280		3,804,278
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	34,758	1	32,276
器具備品	1	50,866	1	39,856
建設仮勘定		3,053		-
有形固定資産合計		88,679		72,133
無形固定資産				
ソフトウェア		38,451		44,181
ソフトウェア仮勘定		5,971		-
無形固定資産合計		44,423		44,181
投資その他の資産				
長期差入保証金		63,445		61,667
繰延税金資産		55,947		45,592
長期前払費用		101		-
投資その他の資産合計		119,494		107,260
固定資産合計		252,596		223,575
資産合計		4,769,877		4,027,853

(単位：千円)		
	第7期 (2021年3月31日)	第8期 (2022年3月31日)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	6,014	4,454
未払金	37,683	61,210
未払費用	561	590
未払法人税等	726,384	382,812

未払消費税等	128,047	54,223
賞与引当金	53,259	58,188
流動負債合計	951,950	561,480
負債合計	951,950	561,480
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	444,307	444,307
資本剰余金		
資本準備金	444,307	444,307
資本剰余金合計	444,307	444,307
利益剰余金		
その他利益剰余金	2,929,311	2,577,758
繰越利益剰余金	2,929,311	2,577,758
利益剰余金合計	2,929,311	2,577,758
株主資本合計	3,817,926	3,466,373
純資産合計	3,817,926	3,466,373
負債純資産合計	4,769,877	4,027,853

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第7期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第8期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	544,503	783,383
運用受託報酬	1 499,399	1 673,243
投資助言報酬	2,826,874	1,814,798
営業収益合計	3,870,777	3,271,425
営業費用		
支払手数料	131,217	146,758
広告宣伝費	395,545	231,212
調査費	85,352	97,978
調査費	3,000	17,790
情報利用料	76,625	77,582
新聞図書費	4,495	1,956
その他の調査費	1,232	650
営業雑経費	12,154	11,094
営業費用合計	624,270	487,044
一般管理費		
給料	401,185	432,212
役員報酬	27,850	34,917
給料・手当	273,848	284,241
賞与	99,486	113,053
法定福利費	47,383	53,566
福利厚生費	1,108	2,007
交際費	241	202
寄付金	1,518	-
旅費交通費	908	2,491
租税公課	42,825	37,801
不動産関係費	67,544	67,503

不動産賃借料	65,815	65,815
その他の不動産関係費	1,728	1,687
退職給付費用	12,624	14,270
固定資産減価償却費	43,165	36,986
諸経費	26,472	28,523
業務委託費	17,600	19,697
消耗品費	3,941	2,055
その他	4,931	6,771
一般管理費計	644,978	675,563
営業利益	2,601,527	2,108,818

（単位：千円）

	第7期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	第8期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業外収益		
その他	9,963	5,407
営業外収益合計	9,963	5,407
経常利益	2,611,491	2,114,225
税引前当期純利益	2,611,491	2,114,225
法人税、住民税及び事業税	823,648	637,509
法人税等調整額	30,073	10,354
法人税等合計	793,574	647,864
当期純利益	1,817,917	1,466,361

（３）【株主資本等変動計算書】

第7期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越 利益剰余金			
当期首残高	444,307	444,307	444,307	-	1,828,424	1,828,424	2,717,039	2,717,039
当期変動額								
剰余金の配当					717,029	717,029	717,029	717,029
当期純利益					1,817,917	1,817,917	1,817,917	1,817,917
当期変動額合計	-	-	-	-	1,100,887	1,100,887	1,100,887	1,100,887
当期末残高	444,307	444,307	444,307	-	2,929,311	2,929,311	3,817,926	3,817,926

第8期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本	
		資本	資本剰余金	利益	その他 利益剰余金	利益剰余金		

		準備金	合計	準備金	繰越 利益剰余金	合計	合計	
当期首残高	444,307	444,307	444,307	-	2,929,311	2,929,311	3,817,926	3,817,926
当期変動額								
剰余金の配当					1,817,914	1,817,914	1,817,914	1,817,914
当期純利益					1,466,361	1,466,361	1,466,361	1,466,361
当期変動額合計	-	-	-	-	351,553	351,553	351,553	351,553
当期末残高	444,307	444,307	444,307	-	2,577,758	2,577,758	3,466,373	3,466,373

[注記事項]

（重要な会計方針の注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

該当事項はありません。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物、建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～50年
器具備品	3～15年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への賞与支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4．重要な収益の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、委託者報酬、運用受託報酬および投資助言報酬にかかる管理報酬ならびに成功報酬について、一定期間にわたる契約履行義務の充足状況に応じて収益を認識しております。

（会計方針の変更の注記）

収益認識に関する会計基準等の適用

当社は、「収益認識会計基準」等を当期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる影響はありません。

（表示方法の変更の注記）

時価の算定に関する会計基準等の適用

当社は、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当期会計期間の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

（貸借対照表に関する注記）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	第7期 (2021年3月31日)	第8期 (2022年3月31日)
建物	3,304千円	5,786千円
器具備品	44,107千円	63,099千円

2 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	第7期 (2021年3月31日)	第8期 (2022年3月31日)
預金	2,698,231千円	1,452,541千円
未収運用受託報酬	558,280千円	758,021千円

（損益計算書に関する注記）

1 関係会社に対する主な取引

	第7期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	第8期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)
運用受託報酬	499,399千円	673,243 千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

第7期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	17,297	-	-	17,297
合計（株）	17,297	-	-	17,297

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	717,029	41,454.00	2020年3月31日	2020年6月29日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,817,914	利益剰余金	105,100.00	2021年3月31日	2021年6月29日

第8期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	17,297	-	-	17,297
合計（株）	17,297	-	-	17,297

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,817,914	105,100.00	2021年3月31日	2021年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,466,370	利益剰余金	84,776.00	2022年3月31日	2022年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、銀行預金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権について、企画総務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬および未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第7期 (2021年3月31日)	第8期 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	16,308千円	17,817千円
投資顧問業協会入会金	142千円	-
投資信託協会入会金	995千円	688千円
未払事業税	36,723千円	19,135千円
長期差入保証金	725千円	1,269千円
一括償却資産	94千円	-
減価償却超過額	-	5,188千円
その他	956千円	1,492千円
繰延税金資産合計	55,947千円	45,589千円
繰延税金負債	-	-
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	55,947千円	45,589千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第7期（2021年3月31日）及び第8期（2022年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務に関する注記)

第7期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

本社は、建物賃貸借契約に基づき使用する建物等において、退去時における原状回復に係る債務を有しております。当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項及び第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

第8期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

本社は、建物賃貸借契約に基づき使用する建物等において、退去時における原状回復に係る債務を有しております。当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項及び第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

（収益認識に関する注記）

第8期会計期間（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

区分	第8期会計期間 (自 2021年4月1 日 至 2022年3月31日)
営業収益	
委託者報酬	783,383
運用受託報酬	673,243
投資助言報酬	1,814,798
営業収益合計	3,271,424

（注）当社の主要な業務について記載しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第7期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）及び第8期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第7期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	中国（香港）	アメリカ合衆国	合計
1,607,412	1,393,740	325,121	3,326,273

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	499,399	投資運用業
MCP Asset Management Company Limited	1,393,740	投資運用業
農林中金全共連アセットマネジメント株式会社	1,108,012	投資運用業
Russell Investments Implementation Services, LLC	325,121	投資運用業

（注）営業収益は、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。投資信託契約による委託者報酬は、投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

第8期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	中国（香港）	アメリカ合衆国	合計
1,532,973	681,846	273,221	2,488,041

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	673,243	投資運用業
MCP Asset Management Company Limited	681,846	投資運用業
農林中金全共連アセットマネジメント株式会社	859,730	投資運用業
Russell Investments Implementation Services, LLC	273,221	投資運用業

（注）営業収益は、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。投資信託契約による委託者報酬は、投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第7期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 （百万円）	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 （被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接64.75% 間接27.75%	投資一任取引の 受任等	運用受託 報酬受領	499,399	未収運用 受託報酬	558,280
同一の 親会社を 持つ会社	農林中金全共連 アセットマネジ メント(株)	東京都千代田区	3,420	金融業	-	投資助言取引の 受任等	投資助言 報酬受領	1,108,012	未収投資 助言報酬	228,891

第8期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接64.75% 間接27.75%	投資一任取引の 受任等	運用受託 報酬受領	673,243	未収運用 受託報酬	758,021
同一の 親会社を 持つ会社	農林中金全共連 アセットマネジ メント(株)	東京都千代田区	1,466	金融業	-	投資助言取引の 受任等	投資助言 報酬受領	859,730	未収投資 助言報酬	268,334

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 関連当事者との価格その他の取引条件について、一般取引条件を勘案し決定しております。
2. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

	第7期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	第8期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	220,727円67銭	200,403円14銭
1株当たり当期純利益	105,100円14銭	84,775円46銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第7期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	第8期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)
当期純利益(千円)	1,817,917	1,466,361
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,817,917	1,466,361
普通株式の期中平均株式数(株)	17,297	17,297

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額(千円)	3,817,926	3,466,373
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	3,817,926	3,466,373
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	17,297	17,297

独立監査人の監査報告書

2022年6月29日

農林中金バリューストメンツ株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長尾 充 洋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金バリューストメンツ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金バリューストメンツ株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継

続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年7月26日

農林中金バリュースインベストメンツ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 秋山 範之

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている農林中金<パートナーズ>おおぶね JAPAN（日本選抜）の2021年12月16日から2022年6月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金<パートナーズ>おおぶね JAPAN（日本選抜）の2022年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年12月16日から2022年6月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金バリュースインベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金バリューステムメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。